

第58回 規制改革会議 議事録

1. 日時：平成28年2月10日（水）15:30～17:26
2. 場所：中央合同庁舎第4号館12階全省庁共用1208特別会議室
3. 出席者：
 - （委員）岡素之（議長）、大田弘子（議長代理）、安念潤司、浦野光人、翁百合、金丸恭文、佐久間総一郎、佐々木かをり、滝久雄、林いづみ、松村敏弘、森下竜一 【御欠席：大崎貞和、鶴光太郎、長谷川幸洋】
 - （政府）河野内閣府特命担当大臣（規制改革）、西川内閣府審議官
 - （事務局）羽深規制改革推進室長、刀禰規制改革推進室次長、小野規制改革推進室次長、山澄参事官、渡邊参事官、佐久間参事官、中沢参事官、平野参事官
 - （国土交通省）杉藤大臣官房審議官（住宅局）
住宅局 香山市街地建築課長
 - （法務省）民事局 中辻参事官
 - （関係団体）全日本通訳案内士連盟（J F G）
通訳ガイド&コミュニケーション・スキル研究会（G I C S S）
日本観光通訳協会（J G A）
日本文化体験交流塾（I J C E E）
全日本韓国語通訳案内士会（K G O）
 - （観光庁）加藤観光地域振興部長

4. 議題：

（開会）

1. 老朽化マンションの建替え等の促進について
2. 通訳案内士制度の見直しについて
3. 規制改革実施計画の今期におけるフォローアップについて
4. 地方版規制改革会議について
5. 規制レビューについて

（閉会）

5. 議事概要：

岡議長 定刻になりました。これより第58回規制改革会議を開会いたします。

本日の議題は、「老朽化マンションの建替え等の促進」「通訳案内士制度の見直し」「規制改革実施計画の今期におけるフォローアップ」「地方版規制改革会議」「規制レビュー」の五つでございます。

本日は河野大臣に御出席をいただいております。会議の開会に当たりまして、大臣から

御挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

河野大臣 本日は、お忙しいところお集まりをいただきましてありがとうございます。いつも精力的な御議論を賜りまして、本当に感謝申し上げたいと思います。

最初は老朽化マンションの建替え等の促進の件で、これは国土交通省のフォローアップをしっかりとお願いしたいと思います。

その次が通訳案内士制度の業務独占の見直しでございまして、外国からのお客様がこれだけ急速に増えている中で数が圧倒的に足りません。それから、前回ハンガリー語でしたか、言葉がないときにはどうするんだという問題提起もございました。また、1人で通訳案内をするのには資格が要るけれども、通訳とガイドと2人いればいいというのも論理的にどうなんだというようなお話もございました。

そうしたことを踏まえまして、今日は実際に業務をやられている通訳案内士の皆様からお話を聞いていただいて、有償の通訳案内が業務独占になっていることについての御議論をお願いしたいと思っております。

だんだん答申の時期も近づいてまいりますので、どうぞ積極的な御議論をお願いしたいと思います。

今日は本当にありがとうございます。よろしくお願いいたします。

岡議長 大臣、ありがとうございました。

それでは、報道関係の方はここで御退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

(国土交通省・法務省入室)

岡議長 それでは議事に入りたいと思います。

議題1の「老朽化マンションの建替え等の促進」については、本日は所管省庁の国土交通省及び法務省からお話をいただきます。両省からお話を伺う前に、これまでの経緯等につきまして、まず事務局からの説明をお願いいたします。

佐久間参事官 それでは、資料1-1を御覧ください。「老朽化マンションの建替えの促進に係るこれまでの取組みについて」ということで、規制改革会議によるこれまでの取組みについて簡単にまとめました。

本件につきましては、第1期から重要なテーマとして取り上げられており、第1期の規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)においては、老朽化マンションについて建替えを含めた再生事業が円滑に進むよう、区分所有建物に係る権利調整のあり方や建築規制等のあり方を含め、多角的な観点から総合的な検討を行い、結論を得るということとされておりました。

これを踏まえた国交省として措置につきましてはその下の四角のところに記載があります。

具体的には、老朽化マンションの建替え等を促進するため、平成26年に「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を改正し、耐震性が不足したマンション及びその敷地の

売却を5分の4以上の多数決により行うことを可能とするマンション敷地売却制度及び容積率の緩和特例の創設等を行ったということでございます。

これに対する評価ですけれども、その下のところに第3次答申の抜粋がございます。「重点フォローアップ」のところに「老朽化マンションの建替え等の促進」とありますけれども、「マンション敷地売却制度」や「容積率の緩和特例」等の措置につきましては実施計画を踏まえたものであり、建替えを促進する方向に機能すると期待されることで評価できるとしております。ただ、その一方、今回の改正の対象以外のマンションへの対応を含め、さらなる円滑化策を推進すべきとの指摘がある。具体的には、今回その耐震性不足と認定されたマンションはいいけれども、それ以外の老朽化マンションはどうするのかとか、あるいは団地型のマンションの再生というのが大きな課題になっているのではないかと。それに対する対応も考えるべきではないかという指摘が会議等であったところでございます。

これを受けて答申がまとめられ、措置内容は実施計画にも記載されているわけですが、次のページを開いていただきたいと思います。第3期の規制改革実施計画（平成27年6月30日閣議決定）ですけれども、「老朽化マンションについて、創設されたマンション敷地売却事業等の活用も含めて、建替え、改修を含めた再生事業の推進に着実に取り組む。特に、老朽化した団地型マンションの建替え等に関し、団地内の合意形成を含めた権利調整や一団地に係る建築規制等について、事業法も含めて制度の在り方を検討し、結論を得る。」 「実施時期」としては、「平成27年度検討・結論」とされたところでございます。

そして、本件につきましては昨年10月の規制改革会議、第50回の会合におきまして、今期の「重点的フォローアップ項目」として位置づけられたところでございます。

私からの経緯の説明は以上です。

岡議長 ありがとうございます。

それでは国交省から御説明をいただきたいと思います。

国土交通省 国土交通省住宅局担当審議官をしております杉藤と申します。法務省とは十分内容を調整させていただいておりますので、国土交通省の方からまとめて御説明をさせていただきます。

資料1-2をお開きいただきたいと思います。今、事務局から御説明のあった現行実施計画への対応につきましては、まず一言でいいますと今国会に新たな法案を提出することによって対応してまいりたいと思っております。

それで、恐縮ですが、今の御説明の続きもありますので先に5ページ目、最後のページを御覧いただきたいと思います。マンションストックというのは全国で600万戸以上ございますけれども、このうち特に老朽化も進んで問題だと考えておりますのは旧耐震基準時代、昭和56年以前のストックが106万戸ございます。それで、これは大まかにいいますと都心に単独棟の1棟単位で建っているようなものと、郊外中心に団地型、複数の棟で建っているものがあって、大体半々でございます。これにつきまして今、御説明がありましたとおり、2年前にマンション建替法を改正いたしまして、マンション敷地売却制度という多数決で

丸ごとディベロッパーに売却できる制度、それから耐震不足のマンションについて建替えをする場合には容積率を緩和する制度、この二つを措置させていただきましておとしの12月から施行したところでございます。

それで、この制度化、特に売却制度の改正内容につきましては、現在この適用第1号になる物件が法手続に入ったというような状況で、そのほか複数の地区からも御相談を受けている段階でございまして、この新しい制度は着実に実施が進んでいくものと考えてございます。

それで、今回は残されました住宅団地の建替え、これが先般の法改正では対応ができておりませんでしたので、こちらにつきまして対応させていただきたい。大きな流れでいうと、そういったことになってございます。

それでは、1ページ目をお開きいただきたいと思います。今国会に「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案」というものを既に国会に提出しているところでございます。それで、この表題の「都市再生特別措置法等」の「等」に都市再開発法が含まれてございまして、この住宅団地の建替えに都市再開発法を適用するという内容を盛り込んでございます。この1ページ目でいいますと一番下のピンク色、「住宅団地の再生」と書いた箇所がそれに該当いたしてございます。

それで、ちょっとここでは小さいものですから、この部分を2ページ目に少し拡大をして記述させていただいております。都市再開発法といえますのは、もともと敷地関係が複雑化して土地利用が細分化された土地について建替えを住宅に限らず再開発するということを目的に、原則地権者さんで組合を作っていただきまして都市計画の手続をとりまして、公共性が高い事業ですので3分の2の多数決で事業が進められるというのがもともとの制度でございます。ただし、これを住宅団地に適用するというようなことはこれまで想定してございませんでした。

それで、今回この2ページ目を横長で見てくださいと、右下に「土地が一筆共有の団地の例」と書いてございますけれども、2年前の法改正でなかなか対応できていないいわゆる団地というのは、上物は例えばこの図でいうと1号棟、2号棟というように各棟が区分所有されておりますが、土地の権利につきましては団地全体で一筆共有になっているものが極めて典型でございまして非常に数が多くございます。

これにつきまして、これまで都市開発法の適用を想定していなかったものですから、これを3分の2で実施することができなかったわけでございますけれども、今回この法案によりまして共有者を一人ずつカウントして、その共有者の3分の2で市街地再開発事業ができるというふうに改正をする。いわば、住宅団地適用型の再開発事業をこの再開発法に作るというような形で改正案を提出しているところでございます。

1ページめくっていただきまして、3ページ目でございます。もう少し細かくいいますと、従来からマンション建替えの問題はこの会議で繰り返し指摘をいただいております、特に宿題として大きく残されておりました団地型につきまして、既に現行でも法務省所管

の区分所有法に基づきまして、この左側に「区分所有法の建替え」と書いてございますけれども、一括建替え決議という制度が既にございます。

ただし、この要件は全体で5分の4以上、かつ各棟の3分の2以上の合意とされてございます。私ども、今回の規制改革実施計画を踏まえて専門家に意見を聴取する委員会なども設置して検討してまいりましたけれども、団地というどうしても大規模になりますので、この5分の4の多数決というのも一定のハードルがあるわけでございますが、それに劣らずこの各棟の3分の2、この要件もかなり現場ではネックになっているというような御指摘をいただいております。

具体的にいいますと、例えば10棟ある団地に1棟だけ戸数10戸の棟があったとします。この1棟で3分の2が達成できないように反対の方がそろいますと、その1棟のために全体の建替えができない、否決されるということになる。そういったお声も聞いてございます。

それで、今回都市開発法を適用いたしますので都市計画手続をとります。ただ、基本的に老朽化した住宅団地であればこの都市再開発法の要件は十分満たすことができると思っております。この再開発法が3分の2で団地にも適用できるようにいたしますと、全体の5分の4、かつ各棟3分2というような要件は全て変わります、一筆共有の共有者が全体の3分の2でこの事業が進められるということになるわけでございます。

次に、4ページをお開きいただきたいと思っております。現行の規制改革実施計画では、大きく二つ御指摘をいただいております。1点が団地内の合意形成を含めた権利調整、これは今、申し上げました再開発法の適用によって改善できると考えております。

もう一つ、一団地にかかる建築規制ということについても宿題としていただいております。これは何かといいますと、建築基準法に一団地認定制度というものがありまして、住宅団地というのは一団地認定というものを受けて建てられているものがかなりございます。この一団地認定を受けるとどういったいいことがあるかといいますと、例えば団地の中で容積率のやりとりができる。あるいは、一本の道路を複数の棟で接続道路、接道対象道路として両方に使えるといった緩和効果がありまして、新規開発主体に考えておりました一団地認定制度を使った団地というものがあるわけでございますが、一団地認定の区域を設定、あるいは変更する場合は法律上全員同意が現行では義務づけられております。

そうすると、この建替えをするので一団地認定を廃止したいというような現場のニーズがあるわけですが、この場合も全員同意だということになっておりまして、これも一つの事業推進上のネックになっているという御指摘をいただいております。

それで、今回の対応案でございますけれども、今、申し上げたような再開発事業で団地の建替えをするというような場合には特定行政庁、これは建築基準法を執行している地方公共団体の長のことでございますが、特定行政庁が職権でこの一団地認定を取り消すことができるという運用に変更したいと考えてございます。この旨を明確化したい。これは、法律学上は撤回に当たるといふふうに整理しておりますけれども、これまでそういうこと

を煮詰めて考えていなかったわけですが、今回団地型の再開発事業が整備されることにあわせて、この一団地認定についても同意によらずに職権で取り消しをすることができるというような形で、こちらの問題についてもこれで解決を図ってまいりたいと考えてございます。以上でございます。

岡議長 ありがとうございます。それでは、これから意見交換に入りたいと思います。では、浦野さん、お願いいたします。

浦野委員 今、御説明を伺って、着実に進んでいるなという印象があって非常にありがたいと思っています。その上で、質問が二つあります。

3ページです。ここで今回考えられている手法についての詳しい御説明があるのですが、この市街地再開発事業というのはここで記載してあるとおり、自治体が決定というか、認定というか、そういう相談を受けながらやっていくと思うのですが、これはより受けやすくというか、再開発事業がやりやすいように自治体がリードしていくというか、そういう前提があると非常にありがたいのですが、そういった御指導を国交省の方からやられるのか。あるいは、逆にいうとこの再開発事業がこういう場合はだめだといった内規的なものがあるのかどうか。その辺が一つ目の質問です。

二つ目は、これをやって例えば市街地再開発事業が非常にやりやすいということになってきた場合、区分所有法そのものを変えていくといった考え方というのは今、議論はされているのか。全くそれは議論されていなくて、この再開発事業の方で十分できるのでという方向になっているのか。そこも、教えていただければと思います。

岡議長 よろしく申し上げます。

国土交通省 それでは、1点目につきまして国土交通省の方からお答えをさせていただきます。

自治体が再開発事業をやりやすくするような指導は、国として今回法案が成立いたしましたらそれはきちんとしていきたいと思っております。

また、ちょっと細かくて説明をしておりますけれども、再開発事業自体は要件も今回若干緩和をしておりますので、再開発事業というのはもともと都心で容積率を上げて高度利用をするということで、高度利用地区という都市計画をあわせて決めるというのが基本的な要件になっておりましたけれども、住宅団地の再編は必ずしも都心のような高度利用にならない場合もございますので、例えば都市機能を新たに誘導する。要するに、新しい用途を持ち込む。

住宅団地はほとんどの場合、100%住宅ではなくて、これから医療とか福祉とか子育てといった都市機能は必ずといっていいほど導入されますので、そういったものを誘導する都市計画でも、高度利用地区以外にも特定用途誘導地区というのですけれども、それも施行地区要件に加える。例えば、そういった制度面の細かい改善も今回あわせて盛り込んでおりますし、運用につきましては是非この制度を使っていただくように指導してまいり所存でございます。

法務省 2点目につきましては、法務省の方からお答えさせていただきます。

規制改革会議から問題提起をされておりました団地内の合意形成を含めた権利調整という部分については区分所有法も関係しております。そこで、先ほど杉藤審議官から御説明がありました専門家を集めた検討会、住宅団地の再生の在り方に関する検討会が平成26年から立ち上げられ、この平成28年1月に取りまとめられたわけですが、その検討会に法務省から私も委員として参加し、意見を述べていたところです。

それで、今回の市街地再開発事業による建替えの法改正については、法務省としては賛成しております。

ただ、区分所有法そのものの見直しということになりますと、これは従来からの法務省の主張ですけれども、基本的に建替えの多数決要件は民間の権利調整の問題であると捉えておまして、単純な多数決要件の引き下げは、建替えに反対する方の権利の一方的な制限にもなりかねないと考えています。

また、多数決要件を単に引き下げれば問題が解決するかというところでもない。建替えには費用がかかりますが、その費用負担が困難であるとか、古いマンションには高齢者の方も居住されているわけですから、その方たちは建替えを望まないということもあるでしょうし、無理に建替えを多数決で押し切ってやろうとしても、反対の方々に出ていってもらうためには相当のコストもかかるわけですから、区分所有法については5分の4の決議要件を維持していくというのが結論でございます。

岡議長 ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。

佐久間さん、どうぞ。

佐久間委員 ありがとうございます。この市街地再開発事業の手法によって、実質的に3分の2ということで建替えが進むというスキームは大変結構なことだと思います。

ただ、今、浦野さんがおっしゃった点に戻るのですが、区分所有法の建替えも3分の2でいいじゃないかということやはり検討されてもいいのではないかと。これはいろいろ考え方がありますが、今のお話ですと既存のものは確かにいろいろ問題はありますけれども、これから新たに建つマンションについてはマンション購入時に3分の2という要件であれば、それは全員それを覚悟の上で入るということでもあるので、この規制改革の一つの目的である選択肢を増やすという点からすれば、新規のマンションについてはもう3分の2でよしとする。別にそれは5分の4でも100%でも自由なんですけれども、最低限は3分の2でいいとするということがあってもよろしいのではないかと。特に、これからの建設マンションについてそういう考え方もあっていいんじゃないかと。

3分の2、5分の4というのは、憲法改正でしたら国会3分の2で国民の過半数ですから、憲法が変えられるのにマンションの建替えは5分の4必要だというのは必ずしも絶対的な基準でないようにも思いますので、選択肢を増やす。これからの新規のプロジェクトについての選択肢を増やすという観点で、そういう見直しの可能性はないのかという点についてお伺いしたいと思います。

岡議長 では、法務省からお願いいたします。

法務省 御指摘のとおり、5分の4というのが絶対的な要件で全く変更の余地がないかといえそうではないと思います。

ただ、繰り返しになりますけれども、基本的には、余り反対の方がいるのにそれを押し切って建替えをしてもうまくいかないのではないだろうかと考えております。

もう一つは、反対の方々に出ていっていただくということになりますと、そこは憲法上保障された財産権の侵害に当たる可能性がございます。それで、国交省さんの方で平成26年に老朽化したマンションについては5分の4の多数決でそのマンションの建物、敷地を売却できるという仕組みを作られているわけですが、老朽化したことによって耐震性が不足し、そこに住んでいる方の生命や身体に危険が及ぶ、そのような重要な公共目的があれば、一定程度財産権に対する制約というのは考えられると思います。

したがって、我々としては民事基本法である区分所有法はこのままにできればしていただいておいて、事業法ですね、今回の都市再開発法のような形で対処していただくのが適切ではないかと考えております。

岡議長 ほかはいかがですか。

佐久間さん、どうぞ。

佐久間委員 既存のものについては今、言ったような懸念はよく分かるのですが、これから買う人がこのマンションは3分の2で建て替えるんだという規約を前提に、買いたくなければ買わなければいいというだけで、それはある意味で合意の上で買われるので、もちろんその後、事情がいろいろ変更するということがあったとしても、それはそのときのある意味では民衆の約束ごとにもなるので、これから建つマンションについても緩めないということのもう一つ意味合いがよく分からなかったのですが、その点で何かあれば教えていただければと思います。

岡議長 国交省さん、どうぞ。

国土交通省 直接のお答えではないかも知りませんが、法務省と一緒に勉強してまいりまして、民事調整ルールとして緩められる範囲よりも私どものような行政目的を持って、それも加味して制度設計する方が、一般論として決議要件という意味では引き下げられる余地が大きいということで、今回現場の御意見なども聞いて、現場がとりあえず今、老朽マンションで困っている現実がございますので、現場が動く方法を選択しましょうというような御議論でとりあえずこういう御提案をさせていただいています。

ですから、まずはそれでやらせていただいて、問題点があれば老朽マンションの建替え自体は我々国土交通省自体のミッションでございますので、これは進むように引き続き検討はしてまいりたいと思っております。

岡議長 このテーマについては、佐久間委員も納得したわけではないですが、今のところで一旦、ということで。ほかにどなたか。

松村さん、どうぞ。

松村委員 今、一旦打ち切りと言われた点に関してです。すいません。

まず認識していただきたいのですが、佐久間委員が言ったのはある意味でどの程度強行法規でなければいけないのかという、相当ファンダメンタルな問題が含まれている。つまり、財産権の侵害と言われても、3分の2で建て替えられるということを承知の上で購入した人が、その3分の2の賛成で将来建て替えられるときに、何でそれが財産権の侵害になるのか。そういうかなり根本的な問題を言っているということはちゃんと認識していただきたい。

確かに現時点での老朽化したマンションはこれから建てるマンションでなく既に建ってしまったもので、こちらが緊急の問題だというのはよく分かります。したがって、今回の対応がいけないとか、そちらを先にしてこちらはうっちゃらかしておいてもよかったなどということを決して言っているのではない。

しかし、これは同時にできないことではないと思います。むしろ全く違う問題ですから、この問題を1年放置する、2年放置すれば、新築のときにできた改正を1年、2年は先送りにして、この1、2年でできてしまったものはまた問題を将来に先送ってしまうことになるわけですから、ここをのんびりしてもいいということにはならないと思います。今回の対応が優先だというのはよく分かりますが、こちらの問題も検討しなくてもいいということでは決してないと思いますので、是非早急な検討をお願いします。

岡議長 松村さん、ありがとうございました。

それでは、今後のことについては、今日そのような意見があったということで、国交省あるいは法務省で御検討していただくということをお願いしたいと思います。

ほかいかがですか。

では、大田さんどうぞ。

大田議長代理 ありがとうございます。今回は団地型マンションということなのですが、例えば1棟のマンションであってもまちづくりの観点で適切だということであれば、市街地再開発事業の対象になるのでしょうか。

国土交通省 なります。

岡議長 大変結構な回答をいただきました。ほかいかがでしょうか。

林さん、どうぞ。

林委員 ありがとうございます。先ほどの5分の4というそもそも論は、たしか2年前も私は同じ質問をして法務省から同じお答えを聞いた覚えがございます。歩みはゆっくりなものだと思いつつも、せめて今回の市街地再開発ということでのくくりでは一歩前進だと思うのですが、ここで今回の改正の対象が、地方公共団体が都市計画として再開発事業を決定するというのが一つの要件になっているようです。

そうしますと、自治体の動きいかんということになってくるのではないかと心配するのですが、国交省として何らかの統一的なガイドラインをお出しになる予定はあるのか。又は、老朽マンション総数幾つに対して、これでどのくらい建替えが進むというふうな試算

をなさっているのか。この2点をお教えいただければと思います。

岡議長 国交省、お願いします。

国土交通省 自治体には、法案が通りましたらガイドラインといいますか、実施方針を施行通知という形で徹底をしたいと思っております。

そもそもこの決議要件にかかわらず、ある程度の規模の団地を建て替えていこうと思っただら、もともとの都市計画が関わっているのでそれ自体を変更しなければいけない場合も多いですし、いずれにしても自治体の協力なしには恐らく進まないケースが多いと思います。そういう意味では、しっかりと御協力いただくように徹底してまいりたいと思っております。

それから、まだ何団地何戸くらいという数字は直ちには持ち合わせておりませんが、今回ちょうど住生活基本法に基づく住生活基本計画を今パブリックコメント中で、年度末に閣議決定したいと考えておりますが、この中では10カ年の目標、KPIとして30団地というものを盛り込む方向で考えてございます。

林委員 KPIの確認なのですけれども、10年で30団地ですか。

国土交通省 はい。大体、事業期間自体で構想から普通10年くらいかかっているものから、そういう意味では若干意欲的なんですけれども、平成28年度から始まる10年計画のKPIとして30団地で建て替え着手というKPIを盛り込むということで、もちろんそれ以上の数字を目指したいと思っておりますけれども。

林委員 確認なのですけれども、そもそも対象として考えられていた老朽化マンションというのは、総数はどのくらい考えていらしたのですか。

国土交通省 資料の2ページを御覧いただきますと、右上にグラフがついてございまして、団地は全国で5,000団地くらいと推計しておりまして、この中で現時点で築35年を超えているようなものは1,500団地ほどあると考えてございます。

林委員 分かりました。そうすると、1,500団地のうち、今後10年間で30団地くらいがこれの対象になるのではないかというような目算、KPIで考えていらっしゃるということですね。

国土交通省 はい。権利調整に長期を要する事業なものですから、立ち上がってくれば累積的に増えていくと考えてございます。

岡議長 林さん、よろしいですか。

林委員 はい。

岡議長 ほかいかがですか。皆さん、よろしいですか。

「老朽化マンションの建替え等の促進」につきましては、事務局からも、また国交省さんからも御説明いただきましたように、過去の二つの実施計画に基づいて大変前向きに取り組んでいただいているというふうに私どもは評価したいと思います。

最後のやりとりの中で、KPIについてはもう少し高い目標があってもいいのかなという感じを持ちましたけれども、いずれにせよ、「都市再開発」という観点からこういう考え方を

出していただいて、前に向かっていただいていることは評価しているのですが、もう一つある大きな問題として、老朽化マンションの防災といいますが、安全の問題がこれからますます深刻になってくるのではないかと考えております。

「今後の課題」のところでも触れていただいておりますが、旧耐震基準の106万戸のうち、1棟建てマンションが50万戸くらい存在しているということですから、引き続き、こういったことへの対応を御検討いただくことを強くお願いしたいと思います。我々規制改革会議の方でも議論を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上で第1の議題は終わりたいと思います。今日はどうもありがとうございました。

(国土交通省・法務省退室)

(通訳案内士団体・観光庁入室)

岡議長 それでは、二つ目の議題の「通訳案内士制度の見直し」に進めていきたいと思っております。

本日は、通訳案内士団体からお話を伺います。五つの団体からの御説明を伺った後に質疑応答、意見交換をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。なお、質疑応答にあたりましては、国交省にも御出席をいただいております。

時間の関係上、大変恐縮でございますが、各団体からは、5分程度で御説明いただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、最初に全日本通訳案内士連盟様からお願いいたします。

JFG ありがとうございます。資料の「協同組合全日本通訳案内士連盟JFG」、資料2-1を作成してまいりました。時間が5分ということですので、主に10ページ、11ページにチャートを作りましたので、その内容に沿いまして5分間で簡単にお話をさせていただきますと思います。

まず、28日の当会議の委員の方々の主な四つの御発言に沿って見解を述べさせていただきます。

1、訪日客が2,000万人以上になるのに、通訳案内士が足りない。業務独占を外して、もっと増やして対応すべき。

御回答。通訳案内士が足りないというのは事実と異なっています。訪日客の約71%が、中国語圏と韓国からのお客様です。このほとんどが、無資格添乗員しか使っていません。その他のお客様も、増加しているのはほとんどがスマホなどを利用してセルフガイドをする個人客の方です。インバウンドの現場で通訳案内士が足りなくなるのは、桜の繁忙期中堅以上のガイドに関してだけです。

現在、通訳案内士の合格者数も急増中で、今年も本日合格発表があり、2,119人の大量合格者が出ました。毎年、ほとんどの合格者は、経験がないから使えないとの理由でデビューの機会もないまま離職しているのが現状です。

就業日数の統計も資料として提出しておりますが、2008年から2014年までほとんど改善されていません。ようやく昨年から就業率が上がってきて、若い人たちの参入も期待できるかと喜んでいたところです。

また、地方のニーズに合ったガイド不足に対応するための特例ガイドも各地で増えてきており、ガイドの不足が業務独占を外す理由にはなりません。訪日のお客様の短い貴重な滞在時間を無駄にする、質の保証のない有償ガイドを無制限で認めるのは国益にかなわないと思います。

2、中国などからの無資格添乗員がコミッションに頼っているのは、資格がないのでガイド料金がもらえないからでは。

御回答。これも事実と反しております。今回、多くの中国語の通訳案内士にヒアリングをいたしました。ガイドは資格など欲しがっていないようです。もともと低いガイド料などは期待するどころか、ぼったくり店に連れて行き、膨大なコミッションを稼ぐために手配している旅行会社に逆に礼金を支払って仕事を回してもらっているようです。

日本は彼らにとって取締りも全くない、治安も良い、格好の稼ぎ場になっています。この上、資格が要らないと法改正されれば、これまで以上に大手を振って日本を荒稼ぎの場に使ってしまいます。最近のはやりは、近所に店のない郊外のホテルもどきに宿泊をさせ、ホテル内で高額な電気製品などを売るのだそうです。

このように、日本のイメージを損なう可能性のある方たちに国がお墨付きを与えないように、そうしてしまえば真面目なガイドは業界を去り、新たに若い優秀な人材が育つ可能性がなくなってしまう。

爆買いは既に中国経済の低迷で、韓国や台湾でも終えんを迎えているとのこと。日本はこうした格安ツアーを増やして数値目標を高めることよりも、目立って増えてきている目の肥えた旅行者や、リピーターとなる日本ファンのお客様を満足させられる質の高い通訳案内士の育成を応援してください。

3、普通の会社員などが得意の分野を生かして有償ガイドとして参入できるようにすべき。

御回答。今やグルメ情報なども、通の日本人しか知らないような情報が海外でもネットで簡単に手に入り、スマホのマップを使って自分で自由に行くことができます。

先日、私が御案内したニューヨークのお客様は、ゴールデン街の煮干しラーメンも知っていました。よほどユニークでレアな体験を御用意できない限り、安い料金であってもラーメンツアーなどに有償のガイドをわざわざ雇うとは思われません。

4、医師などと違って、通訳案内士は国民の生命、安全に関わらないので業務独占資格がなくても良いのでは。

御回答。私たちには、日本滞在中の訪日客を地震や災害時に的確に誘導し、その身体と生命を守るための危機管理の任務があります。ツアー中のけがの防止のための御案内や、急病時に病院に付き添い、通訳も努めております。さらには、歴史問題を含め、正しい日

本の知識を伝える草の根外交官の役割も果たしており、他の業務独占資格と同等以上の責務があると信じております。

次に、通訳案内士がより充実した活躍ができるようにするために必要なこと。

1、若い世代の参入を促すために受験料、現在1万1,700円の免除や減額、さらには合格後の研修なども国や地方で御援助ください。

2、通訳案内士法改正し、無資格ガイドを使って悪徳な店などに連れて行かせているランドオペレーターへの罰則を是非設けてください。ちょうど今、中国の春節ですが、今回ヒアリングをした中国語のガイドのほとんどが仕事をしておりませんでした。

3、現在、桜の季節に集中している訪日キャンペーンですが、春だけでなく秋、冬、夏の観光資源も開発して売り出してください。通年で就業が安定するようになれば、これまで就業を諦めていた通訳案内士の掘り起こしも可能になります。さらには、地方の観光地の活性化にもなります。

最後になりますが、委員の方々には「信頼できる国、安全な国、日本へようこそ」を観光立国の柱にさせていただけますよう、お力添えをお願いいたします。御静聴ありがとうございます。

岡議長 ありがとうございます。

続きまして、通訳ガイド&コミュニケーション・スキル研究会様からお願いいたします。

G I C S S ありがとうございます。NPO法人G I C S S 研究会理事長、ランデル洋子と申します。よろしくお願いいたします。

詳細につきましては資料に書いてございますので、私はまず項目2番、私どもの資料10ページのところから御説明をさせていただきたいと思っております。

私どもの自然に恵まれた日本というのは、美しい自然環境、景観だけではなくて、伝統の文化ですとか、世界をリードする最新技術とか、ユニークな現代文化を持って観光立国を目指しております。ですので、是非その観光の現場の最前線では、語学力、知識力、そして異文化間の橋渡し能力を備えた人材が従事すべきだと考えます。したがって、業務独占は必要であると思っております。

しかるに、厳密に申しますと現状は完全な業務独占状態であるかということ、特例ガイドが多種出てきておりますようにそうではないような気がいたします。ですので、これから必要なことは、その都度、状況に合わせた適切なガイドラインを明示して、運営していくということではないかと考えます。

そして、11ページにまいります。今こそ優秀な通訳案内士を増やすべき時代ではないかと思っております。今や日本中、どこに行っても外国語を話す人々が増えて、外国人をおもてなしする機会が増えている。これはすばらしいことです。けれども、外国語を話す人には本当にピンからキリまであるので、今こそきちんとした有資格者によって本当の観光の価値が提供されるべき、そしてリピーターを作って初めて真の観光立国になれるのではないかと思っております。

皆様方の中で、本当に素晴らしい良質なガイドサービスを受けたことがあるとお感じになっている方がいらっしゃるでしょうか。もちろん、日本在住者でありましたら通訳案内士のサービスというのは御経験ないのは当然かもしれません。

けれども、その仕事ぶりを正しく理解していただければ、観光立国になくはならない存在であるということが分かっていただけたと思います。

2015年、安倍首相が和歌山県の世界遺産、高野山を訪れ視察なさいました。世界遺産になって、外国人で大変賑わっております。そこで、首相は案内担当者と懇談をされまして、「案内の重要さがよく分かった」と発言されたと聞いております。

例えば、ロンドンで支店長をしておりました、アメリカで支社長をしておりました、海外実務経験20年ですという大変語学に堪能な人格者でいらっしゃる方が私どもの研修にもよくいらっしゃいます。けれども、その方々に、例えば「仏教と神道が混在している日本でも、そこには秩序があり、清潔で、おもてなしにあふれた日本を形づくってきた私たちの生活文化をどのように説明していただけますか？」と尋ねると、皆さん戸惑われます。そして研修の結果、目からうろこでしたというふうにおっしゃる方がほとんどです。

日本の文化を世界に発信するという通訳案内は、例えばバス運転手のような直接人間の命に関わることを扱ったものではございません。しかしながら、国の将来の命を守る一助であると信じております。

12ページにまいります。ここが一番大事なのですが、私は業務独占があるからガイド試験を受験する人がおり、そして真剣に実力を磨いて優秀な人材が育つと思っています。いくら日本が素晴らしい文化を持っていても、それを外国に発信する発信人がいなければ日本の知的財産は損失に等しいです。日本人同士でならばツーと言えばカーで通じることですけれども、外国とのやりとりですと表現されなければならないも同じ、有資格者による正しい説明の欠如によって、世界から評価で日本の文化がすたれていく、忘れられていくことを大変危惧いたします。

観光というのは、単に娯楽ですとか遊びのお世話をするというレベルで捉えるべきではないと思います。世界がこんなに混乱しているときに、日本という国が世界でリーダーシップを取れる国の一つである、その資質を持った国民、そして国であるということを知らしめなくてはいけない時代だと私は感じております。が、それについてはどんな素晴らしいプロモーションビデオを作っても、あるいはどんなに雄弁に政治家の方が語られても、それよりも世界からわざわざ日本に来てくださり、そして、直接日本人と関わってくださる、そういった方々に直接、草の根レベルで日本がリーダーシップの取れる素晴らしい民族だということ、その力を示していくことが必要なのではないかと考えます。

その素晴らしいチャンスを捨ててはいけませんし、ましてそれを逆効果に使ってはいけないと思います。通訳案内士というのは、その使命感を持って仕事をしております。これは、なくしてはいけないことだと思います。

通訳案内士の業務独占がなくなりますと、日本にいらっしゃった外国人のお客様に不親

切で、また無責任な対応をとることになるのではないかと考えます。お金を払ってガイドを雇った。でも、満足な結果が出なかった。これでは、余りに保障がなくて寂しいことです。無資格者による未熟な説明で誤解など招いていきましたら、日本の国全体のイメージダウンにつながりますし、信用失墜の危機がございます。

業務独占を外せば目先で、外貨が入ってくるということもあるかもしれません。受入れがやりやすくなる面があるかもしれません。しかしながら、将来を考えましたら観光の将来、観光の経済、文化の発信面の将来というものの評価が危ぶまれるのではないかと思います。以上です。ありがとうございます。

岡議長 ありがとうございます。

続きまして、日本観光通訳協会様からお願いいたします。

J G A 一般社団法人日本観光通訳協会の萩村と申します。本日は、貴重な機会にお声がけくださりまして誠にありがとうございます。

資料の方は2 - 3、主に6ページ辺りからでございます。当協会は設立が昭和15年、今年で何と76年目を迎えまして、最も伝統ある通訳案内士団体です。本日、通訳案内士試験合格者が2,119人という発表がございました。既に登録している全国の1万9,000人余りのうち、当協会からは9,000人以上が新人研修会を受講し、この業界にデビューしております。

本題の業務独占とされていることについての見解を、お手元の資料とは別にプラスアルファでお話したいと思えます。

通訳案内士資格に業務独占は必須だと考えております。理由を、四つお伝えいたします。

まず1番、国益です。ガイドの品質が国家によって保障され、旅行者が安全に安心して旅行し、一生に一度かもしれない我が国の良い思い出を持って帰国していただきます。リピーター客が増え、ひいては観光立国を目指す我が国の国益につながります。

二つ目には、グローバルな人材の育成です。狭き門のこの資格試験の過程で、日本情報、日本語、外国語の言語能力が向上し、国際感覚も育成され、さらに魅力あるグローバルな人材が増えます。人の魅力というのは、国の富だと言えます。

三つ目、国としてのプライドです。我が国がどのように誇りを持って海外に日本を宣伝し、売りたいか。これが、観光行政の基本姿勢になります。だからこそ、通訳案内士制度があり、ガイドの権益よりも国としての「プライド」、このために通訳案内士の育成、保護に先人が努めてきていました。

四つ目には、私ども通訳案内士の役割と責任範囲の大きさです。先の資料で、ラーメン屋さんへの同伴という2時間程度のガイディングの例などが出されました。私自身も、北海道から沖縄までガイディングしております。また、父島まで行った同僚もおりますけれども、当協会は資料にもありますように、2週間続くツアーで約40人という命を1人で預かって、時間どおり旅を運行しなくてはならないといった仕事をしております。

安全といったときに、移動中だけでなく、実はさまざまな安全がございます。一つの例を挙げますと、お食事です。あるスポーツ選手が日本での国際試合に来日、実は蟹のアレ

ルギーでいらっしやいましたが、ビュッフェ会場で蟹のチャーハンを誤って食べてしまいました。体に発疹が出て、危うく試合に出場できなくなる所だった。こういったような実話がございます。

実は、日本は皆さん御存じのとおり自然災害が多い国です。地震を知らない国のお客様からは、地震が来たらどうすればいいですかとよく聞かれます。お客様の安全のため、そして日本の高品質なおもてなしのために、事故がないよう正しい知識を伝えられる高い技量を持ったプロが必要です。

短時間の小さな業務ならば特別なガイド制度を設定してもいいのかもしれませんが、現に特区特例ガイド制度の下で全国で600人以上が活躍し、きちんとしたすみ分けというものが始まっております。また、ボランティアで案内したいという方はそれで良いかもしれませんが。しかしながら、この国家資格を持った通訳案内士の業務独占、これは続けていかないと取り返しのつかないこととなります。

それでは、業務独占が外れたらどのような影響が考えられるでしょうか。日本が誤解され、信用を失うでしょう。誤った情報、悪い印象を与えれば国や社会の公益が侵害され、リピーターがいなくなるかもしれません。観光立国としての土台が崩れ、国益低減になってしまいます。昨今、インターネットの普及で、今やガイドが海外のエージェントやお客様と取引するケースも増えてきておりますので、悪質なガイドがはびこるのは明白でございます。

ちなみに、先週の報道によりますれば、韓国で稼働する中国語の無資格と思われるガイドたちが、朝鮮は中国の附属国下であるとか、清の時代に美女を朝貢したので今の韓国には美女がない。そういった信じられない話を伝えていると聞いております。

実は、業務独占を外した海外での実例がございます。韓国では、以前、観光通訳案内制度があり、規制緩和の中で一度、業務独占から名称独占に格下げされました。

しかし、その後、中国人客などを中心にぼったくり等の被害が増え、これが社会問題化、2009年には再び名称独占から業務独占に復活したという経緯がございます。

以上が、業務独占が外れた際の影響です。このインバウンドや観光業で潤うのは、当然のことながら観光業界だけではありません。行政や各官庁、多くの私企業、教育分野、さまざまな目的で外国からのお客様を日本に招いております。それらの重要な外交のミッション、あるいはビジネス契約、こういったものが成功するよう、現場で支えているメンバーに通訳案内士たちの存在がございます。

4年後の東京五輪を控えまして日本の国益の低下を招かないよう、そして来日される世界の全てのお客様の安全のために、今こそ国が民間外交官である通訳案内士をフルに活用し、そのためにも質の担保を図るべきだと思っております。以上、御静聴ありがとうございました。

岡議長 ありがとうございました。

続きまして、日本文化体験交流塾様からお願いいたします。

I J C E E 私は、資料に基づいて1ページ1ページお話をしますので、資料2 - 4をお開きいただきたいと思います。

私どもの団体は、非常に若い団体です。2008年に創設しまして、現在のところ会員数は1,064、一応日本で一番大きな通訳案内士団体でございます。

私どもはどのような仕事をしていますかという、例えば通訳案内士が外国語で直接、華道やお寿司づくり、さまざまな体験を行うなど、新しいFIT時代に対応したプログラム開発をしております。

その結果、私どもは、さまざまなこの分野におけるパイオニアとして専門分野のさまざまな活動、新しい時間制の導入、さまざまな評価システムの導入、こういういわば業界内の人と改革をしながら確実な歩みを進めております。

私どもの研修は、年間405日です。1年間405日の研修ということで、最大級の研修をやりながら人材育成をしています。

6ページです。では、今日の話題ですが、本当に業務独占をされているのかということです。実態は業務独占という、例えば医師とか、そういう職種に比べればほとんど業務独占の実態はないというのが本音のところ。たくさん地域限定通訳案内士制度や、特区ガイド制度があります。また、公の東京都の推奨するシティガイドでさえ、おおむね1団体4,000円から6,000円の謝金を取っているという実態もあります。このように、足元自体かなり崩れているのが残念ながら現在の制度です。

そこで、16団体共通で貴重な時間内で通訳案内士を依頼するお客様の期待を裏切らない、きちんとした通訳案内士制度を作ってほしいということ従来からも要望しております。

7ページを開けていただきたいと思います。これについては、衆議院の付帯決議も全く一致した意見がありまして、「中心市街地特例通訳案内士の名称については、国家試験に合格した通訳案内士と混同が起こらないよう十分に配慮し、両者の区分が明確になるような略称の使用に努めること」という形で、全会派一致で通訳案内士制度をいかに充実するものかということで御意見をいただいております。実際に、英検2級程度の特例ガイドが通訳案内士の名称を使うことによって非常に混乱が起きております。

もう一つ、8ページをお開けいただいて2014年の通訳案内士の試験結果ですが、実は大変残念ながら、例えばタイ語は30人受験してたった1人しか受かっておりません。韓国語は、290人で29人です。わずか10%、しかもこの受かっている大半が日本人であって韓国語がしゃべれる人です。

今、現実になんかということが起きていると、一生懸命、日本語を勉強したタイ人がこの試験で落ちちゃっているんですね。そういう人たちが、結果として無資格ガイドというところに流れているんです。

ですから、この制度を生かすためには二つ手があります。規制をきちんとして、無資格ガイドを取り締まること。あわせて、本来潜在的にガイドになれる要素のものをちゃんと救い上げる制度構築をしなければいけません。

ということで、例えば実際の問題として皆さん御存じですか。三笠ジオパークという問題が5題出ております。京都の世界遺産に属する建物の数で、名所が全部で何棟あるかという問題です。こういう問題が出ることによって、実は今年の地理と歴史の合格点は40点前後です。これは私どもが5肢択一、4肢択一とやって大体77%はほとんど解けないという問題です。そういう問題を出しながら、タイの学生に受かりなさいということは無理なんですね。

これは、実は業務独占とは関係ない制度の運用の問題です。日本に長期滞在して、日本語が堪能な外国人が真面目に勉強して受かる試験制度をあわせて改革をするということと並行してやっていかないと、今のようなある意味では制度はあるけれども無法地帯ということが続きます。

そこで、2014年に16団体共通で現在の試験制度の改革ということで、今の例えば税理士試験のように1科目ごとに順番に取っていったいいような形をとる。あるいは、日本の通訳案内士のテキストについてはきちんとしたものを作り、そこから出題する。

こういう地道な改革を積み重ねることによって、今、少なくとも英語以外の言語では形骸化している通訳案内士制度をよみがえらせて、きちんとした形で再度運用し、業務独占とあわせて実施すべきと私は考えます。以上でございます。

岡議長 ありがとうございます。

それでは、最後になりますが、全日本韓国語通訳案内士会様からお願いします。

K G O 全日本韓国語通訳案内士会代表の高田直志と申します。

まず、我々の資料の3枚目のまとめのところですけども、我々はこの名称独占化に反対いたします。理由は、これでは観光立国じゃなくて援交立国になることが分かっているからです。その前にまず、インバウンドビジネスに性的サービスがつきものであるという現実に気づいていただきたいんです。

例えば、我々は1970年代、80年代などでは、日本人が韓国だのタイだのフィリピン、タイとかに行くと、圧倒的に男性が多かった。することは分かっておりますね。今、韓国や台湾、中国、こうした国々が経済発展していくと彼らもフィリピンとかタイとかで、同じことをします。そして今は日本がそのようになりつつあるところです。男性ガイドでお客様に、特にアジア系のお客様から女を紹介してくれと言われたことがない人は多分、素人だと思います。

ちなみに、例えば韓国だけではなくて中国などでは、一番有名な日本人というと安倍総理大臣と蒼井そらというAV女優だったということで、日本に行ったらそういう人たちのお世話になりたいというのがアジア人、特に男性たちの非常に大きな願いとしてあつたりします。ラーメン屋のガイドであるとか、お相撲さんのガイドとか、それも少しはいると思います。でも、圧倒的には援交目的の人なのです。

今のところはそれがまだ表面化されていないこともありまして目立っていないだけで、これからこのインバウンド2,000万人時代には必ずこの問題が出てきます。2,000万人来れ

ば、数百万人は変な意味で「潜在的な顧客」が想定できるのです。

かつて韓国などに昔行ってソウルの空港とかプサンの港とかに行くと、日本人のおじさんと韓国人のお姉さんが抱き合っているというのはよく見られたことです。今後、日本の成田が、関空がそのようにならない保証は全くありません。そのときに排除しようと思えば、例えばあなたは通訳案内士を持っているかと、そういうようにこの法律を使うことができるのです。

ちなみに、ガイドという職業がちょっと普通と違うのは、お客様のホテルに行けるんです。夜12時にお客様のホテルにお連れしても、別に問題ないんです。朝5時、6時に一緒に出てきても何の問題もない仕事なんです。そのときに、もしこれが業務独占でなくなった場合は、私はガイドですからお客様に夜までおつき合いですのは当たり前ですというように援助交際の言いわけになるわけですね。

そうすると、日本の名誉というものが棄損されること、そして性病蔓延などというおそれがあること、さらに裏社会がもちろん活躍します。この議案がもし通れば裏社会の方々が一番喜ぶということは分かっております。

さらに、これが一番大切です。国民の精神、精神的荒廃を招くでしょう。実際のところ、日本に関する説明がでたらめであれ、あるいはぼったくりのものを買わせたであれ、一般的な日本人には直接は何の関係もないかもしれない。しかし、この問題に関しては日本中の人々が問題になると考えられます。

ですので、結論としては、観光立国を標榜するならば性的サービスの存在をまず認識してください。そして、案内士の業務独占というのを堅持し、案内をする人に登録証の提示を求めてください。できれば観光警察があればベストなんですけれども、こうして訪日2,000万人時代の「パンドラの箱」を未然に防いでいただければと思います。

先生方、そして大臣の賢明な判断を仰ぎたく存じます。以上です。

岡議長 ありがとうございます。

それでは、ここから意見交換、あるいは質疑応答に入りたいと思いますが、いかがでしょうか。

では、佐久間委員、どうぞ。

佐久間委員 ありがとうございます。今お話を聞いていて、実態というのがよく分かりました。

一つ言えることは、やはり今のままではいろいろ問題が多いということがよく分かりました。業務独占も実態として確保されていない。あとは、無資格も実態的には通訳案内士と同じことをされている方が多くいる。

一方で、その通訳案内士の試験の過程がいいのかどうかという問題も今、提起があったかと思えます。

皆さんの言われていることはよく分かるんですが、そこで業務独占が必要だということがもうひとつ私自身はよく分からなかったところでもあります。この前もお話したんです

けれども、調理師というのは資格、これは名称独占、業務独占ではない。調理師資格を持っていなくても、いい板前さん、いいシェフというのは幾らでもいる。そういう方々が日本食なり、洋食でも何でもいいんですけれども、そういうものを作って日本文化を来た方に料理を通して伝えている。そこには、別に業務独占は全くない。

そこで資格がない人が変な料理を作ってまずいものを食べた人もたくさんいるわけですが、それは多分、市場から淘汰されていくということではないかと思えます。調理師というのは、ある意味では身体に直接影響を及ぼすものですが、その世界でも名称独占でしかないということであるわけです。

あとは、こういう例がいいかどうか分かりませんが、民間の外交、あと日本文化を発信するという意味ではジャーナリスト、記者ですね。記者というのは、私は多分資格はないんだと思えます。ですから、誰でも採用されればニュースなり、エッセイなり、全部発信できる。これの影響は非常に大きいわけですが、そこには当然業務独占なり、名称独占も多分ないんだと思えます。

ですから、通訳案内士をされている仕事が非常に素晴らしい仕事であるというのはよく分かるのですが、それが業務独占でなくても確保されれば、長い目で見れば選ぶ人は選ぶのだろう。これは、外車を認定中古車と普通の町の中古車のどちらで買うかは買う人の選択肢になって、やはり認定中古車の方が品質がいいだろう。若しくは、その後のサービスがいいだろうと思って多少、高目でも買う。そうでなければ、町の中古車のディーラーから買うという選択肢もあるということなので、もう少しなぜ業務独占でなければいけないか。そうでないと、人が育たないということも必ずしも納得ができなかったというのが感想であります。以上です。

岡議長 ありがとうございます。

ほかの委員の皆さん、いかがですか。御質問でも御意見でも結構でございます。どうぞ。

佐久間委員 すみません。どなたも御発言されないの。

業務独占でなくて名称独占になったとしたときに、通訳案内士の方は非常に質の高いサービスが提供できるという実態は当然残るわけで、そうであれば長い目で見ればそういうサービスを受けたいという人は必ずいると私は思うのですが、その辺はいかがでしょう。

岡議員 では、ただ今の件について、どなたかお答えいただけますか。

JFG まず、私たちの仕事というのは日本の国内になかなか口コミとか評価が残りにくい仕事です。私たちの仕事の現場なども、ほとんどの日本の方は見る機会がございませんので、お料理とかジャーナリストの方とはまたちょっと違うものがあると思えます。

恐らく、日本に来て訪日の方たちが一番長い時間過ごすのが私たち通訳案内士になります。ですから、口コミで質の悪い人たちは淘汰されていくのではないかという御意見もありますけれども、そこに至るまで口コミというのが海外の皆様方に伝わる方策が現時点ではございません。そこに至るまでに日本に対する誤解が大きくなったり、正しい日本に関する情報などが伝わらない可能性があります。

はっきり申し上げて、これで業務独占が外れて誰でも参入できるということになりますと、料金も非常に下がっているものも、簡単にアルバイト程度でガイドをしますという方がどんどん出てきます。そうすると、せっかく今、通訳案内士試験の受験者も増えておりますし、合格者も出ておりますのに、この資格がなくても仕事ができるということになりますと、この仕事をちゃんとした試験を受けてまで始めようという志の高い方は悪貨が良貨を駆逐する形で消えていくと思いますので、是非ここは業務独占を守っていただきたいと思います。以上です。

岡議長 ほかにどうですか。どうぞ。

I J C E E 他の職種とただ一つ違うことは、ユーザーが日本人ではないということです。ですから、海外から来たお客様がこれが正しい制度である、この方だったら信頼できるという信頼性の担保というのは非常に重要になる。これが通常、例えば調理師試験と基本的に違うところです。

では、どうやれば公的な信頼性を確保できるか。実は、通訳案内士試験制度というものと密接不可分なんですね。ですから、きちんとした通訳案内士制度をやるときに業務独占を廃止して、なおかつ通訳案内士試験制度を維持できるかという法的な問題があります。

この点が、私ども一番ひっかかっている部分です。以上です。

岡議長 佐々木さん、どうぞ。

佐々木委員 一つ質問ですけれども、一般のビジネスの通訳におきましては名称独占も業務独占もありませんので、誰もが今日から通訳といって、契約のミーティングだろうが、記者会見だろうが、どんな通訳の場にも身を置くことができますね。これも同じように来日をされる方に対してのサービスですが、こことの違いは何だと思われませんか。

岡議長 どなたかお願いします。

J F G これも本日、5分でなければ述べさせていただきたいと思っていた点なんですけれども、通訳の場合は発注が日本でありますし、聞いていらっしゃる方も外国の方だけでなく日本の方が混ざっていることが多いと思います。ですから、その通訳者がちゃんとした仕事をしたかどうかという口コミは日本に残ります。

ただ、私たちの仕事の場合は、口コミも評価も全て海外に持って帰られることになりますので、今のシステムですと通訳案内士の口コミなどは国内に残らないという状況になって、それが大きな違いだと思います。以上です。

岡議長 佐々木さん、どうぞ。

佐々木委員 よく分かりました。そうすると、口コミさえ残れば業務独占をしなくていいということをございましょうか。

岡議長 お願いいたします。

G I C S S 一般の通訳と通訳案内士の業務には完全に違いがございます。通訳というのは、御存じのとおり一つのメッセージを違う外国語で忠実に伝えることです。

しかしながら、通訳ガイドというのはガイド本人がメッセージを作り、発信していくこ

となんです。ですから、通訳案内士が歴史についても、あるいは先ほど言いました仏教だ、神道だ云々と、いろいろな普通の一般の日本人が聞かれても答えづらいようなことでも理路整然とお話できる知識の蓄積と、発信力、そして人間力が必要なんです。そこが、大きな違いだと思います。

ジャーナリストはメッセージを記事として書けばよろしいのですが、私どもはそうではなくて、生きた人間と一緒に動きます。その間にお客様を安全に御案内し、リアルタイムで要望にお応えし、そして楽しませなくてはならない。その他いろいろな要素が出てくる、ほかにはない非常にユニークな職業です。

岡議長 どうぞ。

JGA 通訳と通訳案内士の違いというところですが、非常に大きく違います。時々、私たちが職業を通訳ガイドと言われることがあるので、ちょっと混同されていることがあります。

この通訳案内士の本当のものは明治時代にさかのぼるんですけども、日本が西洋諸国に国を開いた。そのときに、いわゆるスパイの防止のために最初は設置されたと言います。どういうことかという、一般の日本の方は外国語が分からない。そうすると、外国から来た方を案内する、対応する方は外国語が分かる。では、何を言っているのが分からないじゃないかというところから始まったというふうに私は先輩から聞いております。

今、ランデルさんもおっしゃいましたけれども、通訳というのは自分の考えを言っただけいけないんです。人が言ったことを、別の外国語に変えて言うのが通訳です。私ども通訳案内士というのは、通訳じゃないんです。自分の考えを発信することができてしまう。それが決定的な違いでございます。

そうしますと、やはりその中で間違っただけを言ってしまう、あるいは誤ったことを言ってしまう。それがまた正しく伝わらない。それが国の損益になっていくということです。

そしてもう一つ大事なことは、私ども常にお客様と一緒にいてその安全ですね。お客様のお食事の面での安全、あるいは交通機関を使った上での安全、全ての安全を私たちが一緒に担っているというところが全く異なります。

例えば、皆様が日本の旅館に行かれました。今、外国の方も日本の旅館に泊まりたいという方が非常に多いです。ところが、全てが欧米系の方にとっては習慣の違いの意識です。まず、靴を脱ぐ。お風呂に行ったらすっぽんぽんになって入る。それから、お風呂に行く前には余りお酒を飲んじゃだめですよ。お風呂で温まって倒れてしまいますよとか、そういった細かいこと一個一個全てが安全ということに関わります。

また、地震の多い、自然災害の多い日本でございますので、この安全性の確保ということで非常に通訳者と通訳案内士の仕事が違うということをお伝えしたいと思います。

岡議員 大田さん、どうぞ。

大田議長代理 今日はありがとうございました。身体の安全を守っておられるということに関してですけれども、それが業務に含まれていると責任があるわけですね。何か事故

があった場合、例えばお弁当を食べて、そこで食中毒が発生して命を落とすということがあった場合、責任が発生して非常に重いことにはなりますが、そういうことに対してはどのような対応をなさっているのか。例えば何かの保険に入るとか、そういうことをしておられるのかどうかを伺いたいのですが。

岡議長 お願いいたします。

JGA まず、そういったことに対する知識というものを十分研修しています。今回、どの団体さんもこういった研修をやっていますということを非常に前面に出していらっしゃるんですけども、その安全に関する研修というものを普段から常々やっております、そのために私たちが自分たちでお金を払って、そういった貴重な研修に自分のためにお金を注ぎ込んで自分のために研修をやっております。

それで、保険とか、そういったところなのですが、もしかしたらそこはちょっとこの業界の中でおくれているかもしれません。通常、そういった何か問題が起きましたらお世話になっていきますエージェントさんとお話しして解決していく。あるいは、その旅行者御自身が海外旅行保険に入っているということも非常に多いので、ケースバイケースでやっているというのが実情だと思います。

大田議長代理 ありがとうございます。確認ですが、旅行者の安全を確保するということが明確に業務に入っていて、明確にその責任を負っておられるというふうに考えてよろしいのでしょうか。

岡議長 お願いいたします。

IJCEE 理論的には、入っていないと思います。

ただ、実際は例えばバス1台にほとんどの通訳案内士は添乗業務と一緒にやっております。今の段階で、添乗員と通訳案内士が2人乗っているケースは非常に少ないです。ですから、添乗業務をほとんど負っているのは通訳案内士です。

通訳案内士は、私は実はとても割の合わない仕事だと思っています。先ほど、私ども年間405日の研修をやっています。実は相当勉強しないと、先ほど私たちが食のアレルギーの研究会とか、いろいろなことをやって、それを積み重ねていかないとやっていけない職業なんですね。ですから、非常に努力した割に正直言って報われていない仕事です。その報われていないものがどうして支えられているかということなんですね。

実は、今FITということが増えています。わずか2人、3人のお客様にガイドが1人つきます。例えばガイドの日当が2万円でも、エージェントが入ると実際にお客様は3万円を払います。そうすると、2～3人に1人ガイドをつけるということは非常に高コストなんです。

先ほどの通訳の問題でいうと、会議通訳というのは割とコストパフォーマンスが見える分野なんですね。ですから、非常に限られた分野です。ところが、今2万人という、これだけたくさん人間が資格を取って、その中から選抜で訓練していく。これだけの厚い人の層がなぜあるか。それは、業務独占というインセンティブがあるからもっているんです。

それがなくなってしまうと、1,000人、2,000人が日夜勉強し、研修をしていくと、全体の体系が崩れてしまうんです。

ですから、量、質の問題ですが、こういう業界の実態ですね。ほとんどのガイドさんが、自分が使っている研修費の方が高いんです。そういう中で、自分たちはせめてのプライドとして業務独占となって、そのおかげで皆さんがこの日本を支えている。この実態を知ってほしいということです。以上です。

岡議員 ありがとうございます。ほかにいかがですか。

松村さん、お願いします。

松村委員 まず、実際に訪日される方でこの資格を持っている人に仕事を頼む人の割合は低いわけですね。実際の人数と訪日客の割合を見れば、ほとんどがカバーされているとは、決して言えないと思います。

そうすると、もしそれがこのようなサービスがなければ安全・安心という点で深刻な問題が起こるとするならば、日本は既に相当深刻な問題に直面していることになる。つまり、多くの人はこのような資格を持っている人のガイドなしでやっていて、結局そういうサービス無しで旅館だとかホテルだとかに泊まって、その結果として相当深刻な問題が起こっているとすれば、日本全体の観光戦略としてゆゆしき問題なので、これはちゃんと考える必要がある。

これは、この団体の方々に要求するというよりは、むしろ監督官庁で本当にそういう深刻な問題が起こっているのか教えていただきたい。もし本当にそれが問題なら、実際に資格のある人に頼んでいない訪日客は、そういう類いのトラブルの割合が極めて高く、その結果として多くの迷惑を訪日客にかけているというようなデータがきっと出てくると思いますから、そういうことは監督官庁に対して、我々の方からも確認のためにデータを要求する必要があると思いました。

全く別の点です。業務独占の場合には、もしこれがボランティアで行われるとするならば一切規制はかからないわけですね。この資格を持っていなくても、観光案内、通訳という形でお金を取らなければ、業務独占ルールを厳格に適用しても、大丈夫なわけですね。

先ほど、空港に迎えに行く女性だとか、あるいはぼったくりだとか、そういうようなことの懸念を言われて、我々もその懸念は共有しているのですが、その人たちがボランティアだったらとりあえず今の規制では問題ないわけですね。空港に迎えに行き抱き合うというのでも、私は観光ガイドでお金をもらっていませんと言えばそれで問題ないわけですね。お土産店にどんな形地で案内したとしても、観光案内ではお金をもらっていませんと言えば大丈夫なわけです。それでどうして今の業務独占を維持し規制を強化するとその問題が防げるのか、まだ説得力のある説明をいただいていない。その点について教えていただけませんか。

しつこいようですが、その点について懸念しているという点は私たちも共有しているということは御理解ください。業務独占で何故それが防げるのかを教えてください。

岡議長 今の一つ目の部分で、もし国交省の方で何か答えられるものがあつたらお願いします。

観光庁 観光庁の加藤でございます。実際に使われている比率が低いということで、そこは今、現実には起きているニーズと、通訳案内士さんの供給サイドの現実が乖離している部分はあると思います。そこに関しまして、私どもはこれまでも検討会の方でいろいろと正に通訳案内士さんの団体、それから旅行業界等からも課題として指摘がされておりますので、そういうところも含めて検討してきております。

そういった現状について今、定量的に何か数字があるわけではないんですけども、定性的な話がそういうことで出てきておりますので、それを踏まえて今までも検討してきておりますし、また今後も今日の御議論も踏まえて検討してまいりたいと考えてございます。

岡議長 ありがとうございます。

それでは、二つ目のボランティアの部分について、団体の方でどなたかお願いします。

I J C E E ボランティアがカバーしているかということ、実はきちんとした旅行ではほとんどカバーはしていません。

また、実は大変申し訳ないのですが、各トップガイドとボランティア制度というのはうまく機能はしていません。ですから、今の全体の不足をボランティアでカバーできるということは、実態からいえばかなり間違いです。なぜかということ、国内の旅行者に対するボランティアはかなり有効なのですが、海外については余り有効ではないです。

というのは、海外からは非常に一時間、一時間大事な時間で来られるんです。時間費用、3,000円から4,000円くらい宿泊等もかかっています。そこは、やはりきちんとしたガイドにつきたいというニーズが強いんですね。

ですから、実際に例えばボランティアがどれくらい充足しているか。多分、外国のきちんとした案内の分野では基本的に通訳案内士は80%以上、90%以上の確率でカバーをしていると思います。

また、各ホテルさん等も通訳案内士でない方に御案内をお願いすることはとてもできない。信頼性がない。こういう形で今まで維持されているんです。ですから、先ほどの中で通訳案内士をどれくらい占めているかということではいまだに、ただ、今の英語圏の話ですね。アジア語、アジアについては必ずしもそうではなくて、英語ベースの通訳案内士の活躍分野というのは現状においても80%、90%は実際的なガイディング、案内をしていると私は思っております。

岡議長 松村委員の質問とちょっと回答がずれていたと思うのですが、どうぞ。

J F G ただ今の件ですが、ボランティアとして通訳ガイド料をもらっていないからということで、例えば闇添乗員さんのような方たちが詐欺のようなぼったくり店に連れて行っても、ボランティアでガイド料をもらっていないからいいのではないかということ、私たちはずっとこれが問題になっていて、通訳案内士法で裁くことができない領域になってしまうという問題があります。

ただ、これは全く方法がないわけではなくて、こういう人たちを雇用しているランドオペレーターというのが日本にあるわけですから、今の通訳案内士法の中で抜けているランドオペレーターがそのような行為をしたときには業務を続けることができないようにするという条項を、是非通訳案内士法に追加していただきたいと思います。これは観光庁の方でも今、検討会で考える方向にあるというお答えをいただいております。以上です。

松村委員 対応の方法がないと指摘したつもりはありません。業務独占維持するとそれが防げるが、業務独占がないとそれが防げなくなるのは何故ですか。なぜその二つの問題が関係あるのですか。二つの問題は独立して重要な問題ではないですか。業務独占の問題と独立にちゃんと解決できるよう考えるべきではないですか、と言ったつもりだったのですけれども。

KGO それについてですけれども、今、実際に名ばかりの業務独占で、全く取り締まらない状態ではあるのですが、通訳案内士法によって詐欺であるとか、援交であるとか、そういうものが取り締まれる。つまり、君の資格証を見せてというようにして使えるとしたら、それは大いに使うべきだと考えます。

それが全てではありません。本来、観光立国を目指すならば、観光警察などを作ってそれを取り締まるべきなのですが、そういうふうになる前の段階としてまずこれは一つの取締りの法律としてとっておくべきであると考えます。以上です。

岡議長 ほかはいかがですか。

では、森下さんどうぞ。

森下委員 2点ほどお伺いしたいと思います。

一つは観光庁さんにお伺いしたいんですけれども、先ほどツアー中のいろいろな病気等は一緒に添乗している通訳案内士さんの責任になるのではないかという話がありましたが、そんなことは本当にあるんですか。要するに、一般のツアーに参加した方が病気になったとして、それに対して添乗員の方がそんなに重い法的責任を負われるなどという制度なんですか。とてもそうは私には思えないんです。そうだとすると、別にこれは通訳案内士さんだけの問題ではなくて添乗員の方も同じ責任だと思えるのですけれども、いかがですか。

観光庁 通訳案内士法上に通訳案内士の資格とか能力としてその安全確保とか、そういうことを今、求めているということはもちろん実態としてはありません。今、皆さんがそれぞれおっしゃったのは、非常に高い志の中で実際にやっていらっしゃる中でのお話なので、それは正に現実としてそういうふうにつきりやっけていただいていると思いますけれども、法律上の制度としての話ではないと思います。

森下委員 2点目は、本当に今日お話を聞いて皆さんは誇りもお持ちだし、実際に非常に難しい試験を通られている。内容として通訳案内士は大変難しい仕事であり、またある意味で尊敬される仕事だと思って聞いていたのですが、一方でそれに見合わない体系の料金しかいただけていない。これも多分、事実であるのだろうと思います。そういう意味では、通訳案内士をお持ちの方に、これはやはり何らかの形でもっと高い給料なりが取れる

ような仕組みが要るのだらうと思います。

ただ、それが業務独占かどうかというのはまた別問題でしょう。そこは、少し切り分けて考えるべきではないかというふうにまず一つは思います。

もう一点は先ほど言いましたが、きちんと仕事をされる。これはすごく大事だと思うのですが、私は本職が医者なので医療現場で、特に中国とか、それからインドの方とか、いろいろ来られて、この方々に対して通訳案内士がついて来られることはまずないんですけども、来られたとしても多分きちんとした対応はできないんじゃないかという危惧があります。要するに、医療的な用語を幾ら研修しても無理だろうと思うんです。そういう意味では、そういう現場ではやはり看護師さんの資格を持ったような方とかが本来そういう案内をされるということをししないと、先ほど言った責任がある対応というのはできないのではないかと。

そう考えると、全てのところで通訳案内士さんがいないとガイドができない、あるいは案内ができないということになると病院サイドとしては非常に困るわけですね。ある意味、看護婦の方が見つかったら、通訳案内士さんが見つからなかったら、その方の治療ができないということになりかねないので、やはり実態として合わないところもあるのではないかと。

だから、全部が全部、業務独占しないといけないという話は、私は実際の医療現場から考えたら、インバウンドでいわゆる医療ツーリズムで受け入れようという状況を考えて対応できないのではないかと思うんです。本当に全てが全て、やはり全部自分たちでやらなければいけないという話なのではないかと。

岡議長 ただ今の件について、どうぞ。

J F G 今おっしゃられた医療通訳関係におきましては、特に通訳案内士の業務の中には入らないものが多いと思います。ですから、それは医療資格をお持ちの方が御担当なさることも全く問題がないと思います。

それから、先ほど来、御心配いただいております安全とか、ツアー中の危険が起こり得るようなときにどんな責任があるのかということでしたけれども、その危険を未然に防ぐために情報を差し上げ、御案内をするというのが私たちの立場で、それが起こってしまったときに何かの責任が課せられるというふうには理解しておりません。以上です。

岡議長 ありがとうございます。

佐久間さん、どうぞ。

佐久間委員 先ほどの問題に戻るんですけども、私がちょっと例に使った料理人、調理師、これは評価がある程度出てマーケットで淘汰される可能性が高い。

ただ、通訳案内士の方のクライアントというのは外国の人なので口コミ等は残らない。そうだとすると、その通訳案内士の方の間の評価は結局ないので、通訳案内士であれば一律同じ評価になる。そうすると、何を励みに仕事をされているのかという気にもちょっとなるので、本当に通訳案内士の方については一切評価がされないということなのでは

うか。今はSNSとか、これだけの情報伝達的手段がありながら、通訳案内士の方はそこが全く外から見えない。非常に閉ざされたもので、そうすると通訳案内士間で全く差別がなくなるということになるので、その辺は実態を教えていただければと思います。

岡議長 お願いします。

G I C S S レストランと違いまして、お客様は何度も日本に来られるわけではないので、本当に1回いらっしやったときにいいサービスを御提供したいわけでございます。また現在、御指摘のとおり、SNSその他で世界にネットを通じたいろいろな発信がございますが、世界のお客様から直接通訳ガイドがネットを通じて業務を受注するといった割合が非常に増えてきております。そういった場合には、やはり載っているサイトの方に星が幾つついているとか、口コミですとか、それこそいろいろなガイド個人の人気を裏づけるコメントが載ったりいたしますので、その評価というものは次のグレードに上がりたいというふうに自分たちでガイドは目指す目標になっていると思います。

ガイドの評価というものは今まではガイドの間で余りなかったと思います。けれども、それはよくないと私どもは考えておりまして、何年も前からガイドの実技の査定、レベルづけ、グレーディング、ランクづけというものが必要であると感じておりました。

そこで、これは語学を見るだけではなく、あるいは旅程管理業務を見るだけではなく、非常に学際的で総合的な実力を測るものですから難しいのですが、アンテナ的に私どものNPO法人で1年半ほど前から技術の審査システムというものをスタートいたしました。まだ試行錯誤段階ですけれども、これを伸ばしていきたいと思います。そうすれば、英検3級だった人が2級に上がり、準1級に上がりというふうに、より上級の技術を目指すことができるのではないかと思います。

岡議長 ありがとうございます。

では、金丸さん、どうぞ。

金丸委員 ありがとうございます。まず、今日の御出席の皆様の熱意あるプレゼンテーションありがとうございました。

そこで、幾つか御質問させていただきたいのですけれども、全日本通訳案内士連盟さんの資料が分かりやすいのでちょっと使わせていただきます。11ページに課題の整理と書いていただいているのですけれども、これを拝見しますと最初の訪日観光客数の70%が中国語、韓国語圏のお客様だ。だから、ここが皆さんのターゲットになったような気がしないわけでもないのですが、ではそれで個人客で通訳を必要とするような人たちが今やスマートフォンを利用される方が多いと書いてあります。

そうすると、通訳案内士業界としてどんな客層をターゲットにされるのか。それで、今の大半のインバウンドの観光客が中国語、韓国語圏だとすると、皆様が業務独占というのをもっと強化をしたときに、数は2,000万人のうち70%ということであれば、多勢に無勢といえますか、完全に需要と供給にギャップがありますね。

一方で、案内通訳士の方の言語を見ると、例えば3ページで組合員の方のデータだと、

66%だから3分の2くらいの方が英語圏で、英語をお話になる方です。そうすると、完全にそのニーズと現状の専門分野というのがアンマッチだと思うんです。そういう中で今後、皆様はどんなお客様をターゲットにされるのか。先ほどの爆買いの方がそんなに高度な通訳案内を必要としないとなれば、爆買いの方はターゲットにならないか。あるいは、言語でいうと中国語と韓国語圏というのは今の案内通訳士の方の言語を見ると余りにも少ないので、ここは言語として何か捨てているように見えるんですけども、それはどうなんでしょうか。

さっき富裕層の話も出ていましたから、富裕層で見ると今は爆買いの人が多いですけれども、今後は中国語、韓国語圏の方々もリピーターの率が増えていったり、あるいは富裕層の方々も来日されると思います。そうすると、この中国語圏、韓国語圏の方々もターゲットにしていこうと仮に考えたとき、あるいは富裕層が増えていくとしたときには、今の案内通訳士の方々の人数では足りないのではないかということです。

だから、そのターゲットが英語圏のリッチ層に行くのか、中国語、韓国語圏のリッチ層を次のターゲットにされるのか。そういうふうにマーケットメイクしていかないと発展しないと思うのですが、その点はどうでしょうかということが1点です。

それから、観光庁に聞きたいのは、ここに書いていただいているとおり、現状のニーズと業務独占を仮にしたところで通訳案内士の方のニーズ、実態というか、その言語にギャップがありますから、中国語圏、韓国語圏の人たちが来たときに国としてどうするのか。この案内通訳士の人に、それほどもうからなくてつらい仕事だとおっしゃられて、苦勞の割には報われないといったら、そんな仕事に国家試験を与え続けているというのもどうかと私は思うんです。国家資格を与えるということは発展するような職種にしていかなければいけないと思うんですけども、それを観光庁はどう考えているのか。両方からお聞かせいただけますか。

岡議長 ありがとうございます。

それでは、最初の質問に対して、お願いいたします。

JFG 需要と供給ということで御心配があるようなのですけれども、今、私どもの組合員の資料を見ていただいて英語が多いではないか。ほかの言語では足りていないのではないかということだったのですが、本当に皆さん正直で、今までなぜ英語が多いかというと、今まで英語でしか仕事が成り立たなかったからなんですね。

ただ、この何年間、特にこの過去2年くらいにはフランス語とかドイツ語、スペイン語、ポルトガル語、今はイタリア語もすごく増えているということで、それに従って受験者数も各言語が英語以外でも増えております。ですから、それほど悲観しておりません。

そして、どんな客層をターゲットにするのかということですが、個人客はほとんどスマホなどで回られる方が多いんですけども、やはりグループでいらっしゃる方もおられますので、バスを使って14日間とか、どんどん日にちが延びていますが、そういうところは通訳案内士の仕事場です。

それで、今、一番伸びているのが少し富裕層ですね。余裕のある方、スマホなどよりもっと直接日本の人から日本について聞きたいとおっしゃるお客様が増えておりますので、ここが重要ターゲットになっております。ですから、需要と供給ということですが、需要さえあれば供給は伸びていっております。

それから、これはバブルだと思えますから、中国、韓国語圏の爆買いが続くとは思えません。ただ、数は来ると思えますので、この辺は私の口からガイドの団体の代表としては言えないのですけれども、ほかの言語とまた違う形で考えていく必要があるのかなと、私の口からどうしたらいいと申し上げることはできませんけれども、通訳案内士が業務独占させていただくことでこれからちゃんとした中国、韓国圏のお客様もきちんと日本を知りたい。日本の伝統文化を知りたい。徐々に今増えてきていますから、まずはこういう方たちに対応させていただくことのできる質の高いガイドを守っていきたいと思っています。

これで業務独占が外れますと、誰でも参入できることになりましてますます低料金化が進みますので、ちゃんとした方が育たない状況になっていくと思えます。以上です。

岡議長 では、国交省、お願いします。

観光庁 実際のニーズと現状の制度のギャップがあるということで、これは先ほども申し上げましたけれども、そこの方につきましては関係業界、関係者の中でも認識が共有されていると思えます。

御案内のとおり、中国のお客様が一昨年比べて昨年は倍になっている。こういう急増している状況に追いついていないという実態がある部分はあると思えます。ですから、そういった意味も含めまして、とりあえず有識者でやっていたらいい検討会の方ではその試験の内容の見直しとか、そういったところも含めて議論をしていただき、それに一部取り組んでいるところもありますけれども、具体的に今後それも含めてどうしていくかということにつきましては今、観光庁としてといたしますか、この検討会において御議論いただいておりますので、その場でまた引き続き今日の御議論も踏まえて検討していきたいと思っております。

岡議長 ありがとうございます。予定より大分時間が過ぎております。本日は5団体の皆さんありがとうございます。大変熱意のこもった御説明をいただき、皆さんがプライドを持ってやっておられることもよく分かりました。

一方で、委員の皆さんからは、業務独占の必要性についてはどうなのかなという御意見が多々ございましたので、規制改革会議としては、引き続きこのテーマについての検討を継続していきたいと思っております。今日はどうもありがとうございました。

(通訳案内士団体・観光庁退室)

岡議長 それでは三つ目の議題に入りたいと思えます。「規制改革実施計画の今季におけるフォローアップ」について、資料3に基づいて事務局から説明をお願いします。

佐久間参事官 時間も押していますので、簡単に説明させていただきます。

「1 趣旨」にありますとおり、実施計画のフォローアップは毎年度末に行っているわ

けですけれども、本日は平成27年度末時点のフォローアップ要領についてお諮りする次第です。

「2 フォローアップ要領」ですけれども、まず、「(1) 報告対象」については、次のようにしたいと思います。まず、平成27年の実施計画につきましては、実施計画に掲げられている項目全てを対象としております。他方、それより前の実施計画と、昨年、重点的フォローアップの対象となりましたタクシーの件につきましては、「措置済」とされていない事項と、「措置済」とされた事項のうち、前期の重点的フォローアップの結果、「要フォロー継続」及び「要改善」とされた事項を対象を絞りたいと思います。実施計画の項目数も重なっていますので、「措置済」とされたものについては、必要な事項を対象を絞りたいというのがその趣旨でございます。

「(2) 所管省庁からの報告」、あとは「(3) 各ワーキング・グループにおける報告内容の評価」につきましては資料に書いてあるとおりですけれども、基本的に第3期のやり方を踏襲したいと思っております。様式等も添付しておりますが、後ほど御確認いただければと思います。

「3 答申への反映」についても、前年と同様、重点的フォローアップ対象事項のうち「要改善」としたものについては新規事項と位置づけ、今期の答申に盛り込むことといたします。

今後のスケジュールにつきましては、「4 今後のスケジュール」に記載のとおりでございます。私からは以上です。

岡議長 ありがとうございます。本件につきまして何か御質問、御意見はございますか。よろしゅうございますか。

では、ただ今説明のあった形で本件をと取り進めさせていただきます。

それでは、次に議題4「地方版規制改革会議」について、資料4に基づいて事務局からの説明をお願いいたします。

渡邊参事官 資料4でございます。

1. が検討要請等の実績ということで、昨年12月に議長名で文書を発出したしたことなどが書いてございます。

2. 、議長名の文書の中で自治体の皆様から御意向のアンケートを行いました。1月末までの回答でお願いしましたが、2月以降も出てきておりまして、昨日までの回答数が606でございます。任意のアンケートではございましたけれども、3分の1強の御回答をいただいております。

(3)の部分、設置の御意向でございますが、「是非設置を検討したい」という回答が7自治体ございました。御紹介いたしますと、茨城県、神奈川県、静岡県、長野県、徳島県、前橋市、それから山梨県にあります富士川町の7自治体でございました。

その他、最も多かったのが「更に詳細を確認した上で要否を検討したい」の315、ということで、その他、「設置検討の予定はない」「その他」の回答が記載のような数字でござ

いました。

2 ページ目は「その他」ということで、現在、ノウハウの提供などの支援につきましては各自治体からの個別の問合せに対応しておりまして、また、本年1月、ホームページに
関係資料を掲載いたしました。以上でございます。

岡議長 ありがとうございます。本件につきまして、御質問、御意見はございますか。
よろしいですか。

それでは、会議の設置に前向きに取り組んでいる自治体に対しては、我々の方からもコ
ンタクトをして、応援できることがあればどんどん応援していくことにしたいと思
いますし、まだ315の自治体が「検討中」ということでございますので、これについてもし
っかりとフォローアップをしていきたいと考えております。

それでは、最後の議題の「規制レビュー」について、事務局から資料の5 - 1、5 - 2
について御説明をお願いします。

渡邊参事官 資料5 - 1、「規制シートの提出状況について」でございます。

今回、太枠の部分でありますけれども、 のホットライン関係のシートが7件、それか
ら の「規制改革会議における審議事項に関連する規制」の規制シート、今回初めて出
てまいりましたけれども、3件でございます。合計10件ということで、累計が121ということに
なっております。

資料の5 - 2は、今回出てきました10件の規制シートを付けてございます。以上ござ
います。

岡議長 本件につきまして、御質問、御意見はございますか。よろしいですか。

それでは、この規制シートについては、引き続きしっかりとフォローしていきたいと思
います。

以上で本日の議題は全て終了いたしましたので、これをもって会議を終わらせていた
だきます。何か事務局からの報告、連絡があればお願いします。よろしいですか。

本日はお忙しいところお集まりいただきまして誠にありがとうございました。